

ライフケアガーデン熱川本館短期入所 重要事項説明書
(短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護)

令和8年9月30日

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社ヘルスケアシステムズ
代表者名	代表取締役 山田 寿朗
所在地	東京都千代田区神田錦町3丁目18番寿ビル8階
資本金	6,710万
主な出資者とその比率	1. 竹川節男 (60.4%) 2. 三菱商事 (19.5%) 3. 従業員持株会 (9.7%)
設立年月日	1996年12月6日
他の主な事業	1. 病院・介護施設等の本部機能 2. 有料老人ホーム、介護保険指定事業 (通所介護・居宅介護支援) の運営

2. 施設概要

施設名	ライフケアガーデン熱川本館短期入所
施設の種類	短期入所生活介護施設 平成23年3月1日 静岡県 介護保険事業所番号 2270100643
施設の目的	介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来る様に支援する事を目的として、利用者に、(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の類型	介護付有料老人ホーム (併設型短期入所生活介護)
施設長名	佐野 良一
開設年月日	平成23年3月1日
所在地・電話番号	静岡県賀茂郡東伊豆町白田415 0557-33-4611
交通の便	伊豆急行 伊豆熱川駅下車 タクシー7分
通常の事業の実施地域	東伊豆町、河津町、伊東市
敷地概要 (権利関係)	株式会社ヘルスケアシステムズ所有 (抵当権・根抵当権あり)
敷地の面積	969.92㎡
建物概要	株式会社ヘルスケアシステムズ所有 (抵当権・根抵当権あり) SRC造及びS造 地下1階地上6階建て
延べ床面積	2685.15㎡ 竣工 昭和63年 3月 17日 改修 平成11年 1月 29日
利用定員	10名
居室(介護居室) 一時介護室の概要	介護居室 定員 10名 居室No.302号室4人室、305号室3人室、306号室3人室
共用施設概要	エントランスロビー、ラウンジ、大浴場(温泉)、個人浴室(温泉)、 介助機械浴室、トイレ、食堂・多目的ホール、理美容室、機能回復訓練コーナー、洗濯室、談話室
ナースコール等緊急連絡	居室内利用者1人1人にナースコール設置
安否確認	定期の巡回により確認

3. 利 用 料

費 用 の 納 入 方 式			日額利用料
日 額 利 用 料			
	内 訳	食 費	1 人 1 日 2,850 円（負担限度額・減免措置あり） 朝食 550 円、昼食 1,000 円、夕食 1,300 円（消費税はかかりません） 食事止めの届け出に関して 対象となる食事提供時間から24時間前までに、本館1階事務所又は、お近くの職員へ届け出が無い場合は料金が発生致します。 ※2026年8月1日より上記内容へ改定
		介 護 費 用	介護保険に定められた（介護予防）短期入所生活介護に要する費用の1割～3割をご負担頂きます。 ※1割～3割のご負担は介護保険負担割合証に準じます。 <u>介護保険改定により、介護費が変動する場合があります</u>
		滞 在 費	1 人 1 日 1,000 円（消費税はかかりません） （負担限度額・減免措置あり）
消 費 税			介護費用を除く（介護保険適用の場合）、別途費用負担の必要なサービスについては、別途消費税がかかります。

4. 短期入所生活介護サービスの内容

利用料（介護費用を除く）に含まれるサービス	運動、文化、レクリエーション等の提供（随時） 毎日3回の食事の提供、バイタルチェック（随時）、買い物、居室の清掃、各種相談アドバイス、各インフォメーションの提供郵便物等の受付、お届け、金銭管理、日常生活全般に係わるサービスの支援、緊急・防犯・防災など施設内の安全管理、など
上記以外の別途費用負担の必要なサービスとその利用料	希望者により： レンタルテレビ（1日 220 円） 電気料込み レンタル冷蔵庫（1日 330 円） 〃 理 容（1回 2,200 円～） 予約制 美 容（1回 3,300 円～） 予約制

5. 医 療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	協力医療機関である熱川温泉病院は、199床の入院ベッドを保有し、24時間緊急外来・入院の受け入れを行う。 （但し、優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、診療、入院治療を義務づけるものではありません。） 協力医療機関：医療法人社団健育会 熱川温泉病院 協力内容： ・ 外来での診察対応：内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・リハビリテーション科・皮膚科・神経内科・リウマチ科・消化器外科・循環器内科・泌尿器科（人工透析） ※病床混雑度、疾病内容によっては受け入れできない場合があります。 ※医療費・薬剤費・リハビリ等の費用は別途ご負担いただきます。
利用者が医療を要する場合の対応	治療或いは入院が必要となった場合、当事業所の医師が診察します。その上で、必要と判断した場合は、かかりつけ医又は提携病院の熱川温泉病院での診察を行います。

6. 職員体制

	職 員 数 (R08/09/30)	夜間勤務職員数 (17:00～ 翌 9:10)	備 考
施設長 医師 直接処遇職員 生活相談員 介護職員等 計画作成者 機能訓練指導員 調理員 事務職員 施設管理その他	1 名 (兼務) 1 名 (専任) 2 名 (兼務) 16 名 (兼務) 1 名 (兼務) 1 名 (専任) 5 名 (専任) 6 名 (兼務) 6 名 (兼務)	2 名	利用者数により、直接処遇職員を要介護者 3 人に 1 人の割合で配置致します。

7. サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次の事を守ります。

一利用者の生命、身体、生活環境などの安全・確保に配慮します。

二利用者の体調、健康状態などの必要な事項について、医師、看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。

三非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

四利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管すると共に、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

五利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、医師又は看護職員が理由を明らかにし、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金（食費および管理費を除く）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の 9 割又は、8 割、7 割が介護保険から給付されます。

【サービスの内容】

①入浴

- ・入浴又は清拭を週 3 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事が出来ます。

②排泄

- ・排泄の自立を促す為、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③食事介助

- ・必要な食事介助を行います。

④その他自立への支援

- ・離床して食堂にて食事をとって頂く事を原則としています。
- ・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツの交換は週 1 回、寝具の消毒は適宜実施します。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス
 テレビ・冷蔵庫のレンタル
 食費・滞在費 理容・美容
 提携病院などへの外来・入院による医療費

【サービス利用料金（1日当たり）】

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額（自己負担額）をお支払い頂きます。（前記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

単位：円

介護報酬額										
	併設型 短期入 所生活 介護費 (Ⅱ) (多床 室)	自己 負担 介護 費	送迎 加算	サ ー ビ ス 提 供 加 算 Ⅰ	機 能 訓 練 指 導 体 制 加 算 Ⅰ	生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算 Ⅰ	介護職員等 処遇改善加 算Ⅰロ (17.6%)	食費	滞在 費	合計
要支援 1	4,510	451	184	22	12	100	135	2,850	1,000	4,754
要支援 2	5,610	561	184	22	12	100	155	2,850	1,000	4,884
要介護 1	6,030	603	184	22	12	100	162	2,850	1,000	4,933
要介護 2	6,720	672	184	22	12	100	174	2,850	1,000	5,014
要介護 3	7,450	745	184	22	12	100	187	2,850	1,000	5,100
要介護 4	8,150	815	184	22	12	100	199	2,850	1,000	5,182
要介護 5	8,840	884	184	22	12	100	212	2,850	1,000	5,264

令和 8 年 9 月 30 日

※ 介護保険負担割合証 2 割負担または 3 割の方は、食費、滞在費以外が 2 倍または、3 倍となります。

注) 1. テレビ（1日 220 円）、冷蔵庫（1日 330 円）等のレンタル料は含みません。
 その他理容・美容等は別途となります。

2. 介護度により介護保険が利用出来る限度日数がありますので、詳しくは担当のケアマネージャー、あるいは最寄りの役所にお問い合わせ下さい。

3. 上記の金額は、いずれも介護保険の利用が可能な日数に適用され、介護保険の利用が可能な日数は、介護費が全額自己負担となります。

4. 上記の食費 2,850 円は 3 食分ですので、例えば午後（昼食後）に利用された日は、夕食のみの請求となります。
5. 当施設においても介護保険の申請、更新の手続きを行います。
6. 通常の実施地域を超えて行う送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
 - 一 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 250 円（税抜）
 - 二 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上の場合
1 キロメートルにつき 25 円を加算
- (3) ご利用料金のお支払い方法
サービスの利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 27 日に口座振替にてお支払いいただきます。（休業日の場合は翌営業日）
収納代行会社 リコーリース株式会社
9. 利用開始前のサービスの中止
利用者は、利用の開始の予定日の前日の 17:00 までに事業者申し出ることにより、料金の負担をすることなくサービスの利用を中止することができます。
 - (1) 利用者が前項に規定する期日までに申し出をせずに利用を中止したときは、事業者は、当該利用を中止したサービスのにつき、キャンセル料を利用者に請求することができます。キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。
 - ア 利用予定日の前日まで 無料
 - イ 利用予定日の当日 利用者負担金（費用の 1 割～3 割）の 100%
10. 利用期間中の中止
利用者は、事業者に対して前日の 17:00 までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所の日までの日数を基準に計算します。
 - (1) 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断したときは、利用期間中でもサービスを中止することができます。
 - (2) 前 2 項に規定する場合のほか、利用期間中に利用者が入院した場合は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は終了します。この場合の料金は、入院の日までの日数を基準に計算します。
11. 契約の終了
利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、3 日前までに事業者に対し文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者は、やむを得ない事情により契約期間の途中においてこの契約を終了させようとするときは、30 日の予告期間において、理由を示した文書で利用者に通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (2) 利用者に関し次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、利用の中止後または利用の終了後に契約を解約します。
 - 一 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合。
 - 二 利用者またはその家族が、事業者、サービス従事者または他の利用者に対し、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行ったとき。
 - (3) 利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この契約は、自動的に終了します。
 - 一 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - 二 利用者の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - 三 利用者が死亡したときまたは介護保険の被保険者でなくなった場合

12. 秘密の保持

事業者及びその使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に提供しません。この契約の終了後も同様です。事業者は、あらかじめ文書により本人の同意を得た場合を除き、サービス担当者会議等で利用者またはその家族の個人情報を使用しません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供いたします。

13. 身体拘束の方針

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、家族の同意を得た上で実施し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、不可抗力による場合を除き、事業者は速やかに損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者にも故意又は重大な過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を免じる場合があります。

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	あり なし
	なし	※本体、特定施設にてあり 平成 28 年 2 月 14 日	

16. 緊急時及び事故発生時の対応方法

事業者は、現に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供中にその利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合は、利用者があらかじめ届け出た連絡先へ連絡するとともに、必要な処置を行います。

主治医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

17. 関係機関との連携

- (1) 事業者は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (2) 事業者は、この契約を締結したときは、その旨を速やかに介護支援専門員・保健師等へ連絡します。
- (3) 事業者は、この契約に変更があったときまたはこの契約が終了したときは、その内容を速やかに介護支援専門員・保健師等へ連絡します。この場合において、契約の終了が10.(2)の規定によるものであるときは、利用者への解約の通知に先立ち、その旨を介護支援専門員・保健師等へ連絡します。
- (4) 前3項の規定中介護支援専門員・保健師等に係る部分は、利用者の居宅サービス計画・居宅介護予防サービスの作成に介護支援専門員・保健師等が関与していない場合は適用しません。

18. 苦情の受付について

ホー ム の 体 制	窓口担当者 : 管理者 佐野 良一 ・ご利用方法 : 電話 0557-33-4611 内線3014 ・相談場所 : 施設内にて
ホー ム 外 の 窓 口	静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 054-253-5590 東伊豆町健康づくり課 0557-95-1124 河津町福祉介護課 0558-36-3232 伊東市高齢者福祉課 0557-32-1563

19. ご利用の条件等

【ご利用の条件】

- 一原則として満65歳以上の方で介護の必要な方
- 二利用後、当施設における食費、介護費等の諸費用の支払いが可能な方
- 三健康保険に加入されている方
- 四介護保険の認定を受けている方、もしくは受ける予定のある方
- 五当施設の運営方針に賛同し、施設内で円滑な共同生活が営める方。なお、伝染病、心身の入院加療が必要な方、重度の認知症などで、他の利用者に迷惑をかける恐れのある方などについては、利用が出来ない場合があります。
- 六ご利用前に相談員が本人と面談させていただきますが、場合によっては利用をお断りする場合があります。
- 七ご利用中、居室での単独生活が困難かつ危険で他の利用者の平穏な共同生活を侵害する恐れがあり、通常の介護方法でこれを防止できない場合は、退居して頂く場合があります。
- 八ご利用中、伝染病や心身等の疾患により専門の加療が必要かつ危険で、通常の介護方法では対応・防止ができないと判断した場合、退居していただく場合があります。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住所： _____

氏名： _____ 印

(事業者)

短期入所生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

名 称： ライフケアガーデン熱川本館短期入所生活介護

所在地： 静岡県賀茂郡東伊豆町白田 415 番地

説明者： _____ 印